伐十	 大
<u>貝土</u>	様

賃貸借契約解約申込書

下記の物件について賃貸借契約を解約することを申し入れ致します。

つきましては解約日までに家財一切の搬出を終了させ、鍵と本物件の明渡しを行うとともに、下記の解約遵守事項に従い退出致します。

解	糸	j	日	平成	年	月									
物	件	Ė.	名												号室
引	越子	定	日	平成	年	月	日	<u> </u>	会い希望日時		月	月		時	
敷金返却口	≠ 11 □	泣って	銀行							支店(店番)					
放金区和日) 生	口座番号	一(普通	• 当座)		名義人:								
解	約	事	由	住替・卒業・就職・転職・転勤・帰省・結婚・その他()											
借			主	氏 名	\$ 1)がな							印		
				住 所	:										
				TEL											
				メールアト゛レ	ス										
転	F	居	先	住 所											
	卍			ΤEL											
備			考	鍵	本										

[解約遵守事項]

- 1. 当解約申込書は解約日の1ヶ月以上前に当社に提出して下さい。解約の電話連絡を頂いた日が受付日となりますが解約申込書は電話連絡後5日以内に郵送して下さい。尚、当社が貸主・貸主代理人でない物件は直接貸主様へ提出して下さい。
- 2. 受付日以降1ヶ月を経過する以前に引越しされた場合でも、受付日を起算日として1ヶ月分の賃料等をお支払い頂きます。
- 3. 一度提出された本書は貸主の書面による承諾がない限り変更できません。
- 4. 居室の鍵を返却して頂いた後は、解約日以前でも、当社指定業者による室内掃除等リフォーム工事を行いますので予めご了承下さい。
- 5. 契約時に引き渡した鍵を解約日までに当社の指定する方法により返却して下さい。鍵の紛失等により返却できない場合は、実費を負担して頂きます。
- 6. 電気・ガス・水道等の使用停止届出を完了し、引越日までの料金を精算して下さい。
- 7. 貸主または貸主の指定する者が退去立会いを行い、賃貸借契約に基づき汚損・破損度合いにより修繕費を負担して頂きます。
- 8. 粗大ゴミは必ず清掃局に連絡の上収集してもらって下さい。万一、放置されている場合は賃借人の実費負担にて処分致します。また解約後本物件に残置した物品については、賃借人の実費負担にて搬出・処分致します。
- 9. ご契約者以外の名義人に敷金の返還は致しませんので、必ずご契約者の名義の銀行口座をご記入下さい。